

令和6年度 芦屋市民ギャラリー実施要項

1 目 的

本市における地域文化の振興と発展を図るとともに、市民一人ひとりが参加できる文化活動の拠点づくりの一環として、グループ・団体等の日頃の成果を発表する場を提供し、市民の手による芦屋の文化及び文化活動の高揚を目指す。

2 開催期間

令和6年10月4日（金）～11月7日（木）（一団体4日又は5日間）

使用時間は、午前9時から午後5時まで（火曜日は休館日のため使用不可）

3 使用会場

芦屋市民センター（多目的ホール、301・302室、展示場）

4 参加対象

市内のグループ・団体で、芦屋市民が構成の主体となっていること。

ただし、参加の可否については、芦屋市が内容を検討して決定する。

5 内 容

作品の展示（絵画・写真・生花・陶芸作品など）

6 費用負担

(1) 施設使用料

会 場	多目的ホール東側	多目的ホール西側	3 0 1 室	3 0 2 室	展示場 (別館 3 階)
使用料 (4 日間)	10, 070 円	10, 070 円	17, 980 円	4, 060 円	20, 080 円
	20, 080 円		22, 040 円		
使用料 (5 日間)	12, 950 円	12, 950 円	23, 120 円	5, 220 円	25, 820 円
	25, 820 円		28, 340 円		

※ 302室は、単独での使用はできない。

※ 使用料は、所定の納付書で参加承諾書提出時までに納付すること。

なお、使用料は原則として返金できない。

(2) 附属設備使用料

備品を使用する場合は、使用料とは別に附属設備使用料を市民センター受付で支払うこと。（無料貸与備品一覧は、別紙参照）

(3) そ の 他

① その他費用が発生した場合の精算は、展示最終日に行なう。

② 展示パネルの設営を除く、机・イス等の会場設営を委託する場合は、別途委託業者へ経費を支払うこと。

7 参加形態

参加団体、芦屋市の主催

8 参加手続と提出書類等

(1) 参加申請書

6月3日（月）までに、芦屋市民センター事務室に提出

(2) 説明会

- ① 日 時 6月7日（金）午後2時～午後3時（見込み）
- ② 場 所 芦屋市民センター301室
- ③ 日程調整 希望の日程等（日程・会場）に競合がない団体の日程等を確定し、競合している団体は抽選により日程等を確定する。（落選の団体が新たに希望する日程等においても同様）

(3) 参加確認書等

6月下旬に、「参加確認書」、「参加承諾書」、「施設使用許可申請書」、「展示パネル図」、「納入通知書」を各団体宛に送付する。

(4) 参加承諾書・施設使用許可申請書

7月10日（水）までに、希望の設営形態を記した「展示パネル図」を添えて、市民センター事務室に提出すること。なお、会場使用料を納入通知書により金融機関において納付すること。

(5) 事業の実施

各団体において展示等を行う。

(6) 事業の報告

展示期間終了後2週間以内に、市民センター事務室に提出すること。

9 実施内容の周知

(1) 参加団体が必要に応じて行うもの

各団体の催しに関するチラシ、プログラム等の作成

- ・ ポスター等の掲示は、自団体の展示期間中に行うこと。なお、市内広報掲示板の使用や広報あしや「市民のひろば」等への掲載はできないので留意すること。
- ・ ポスター、チラシ等の作成にあたっては、事業名称と主催者を記載すること。

<記載見本>

令和6年度 芦屋市民ギャラリー ○○○○○作品展 主催 参加団体名 芦屋市・芦屋市教育委員会

(2) 芦屋市が行うもの

- ・ 広報紙への掲載（10月5日～10月31日までの団体は、広報あしや「10月号」に、11月1日～11月7日までの団体は広報あしや「11月号」に催物情報を掲載予定。但し、紙面の都合上変更となる場合がある）
- ・ 芦屋市ホームページでの案内
- ・ 総合案内リーフレット（A4版）を作成し、各団体に配布する。
- ・ 総合ポスター（A3版）を作成し、市内広報掲示板に掲示する。
- ・ 「芦屋市民ギャラリー・ステージ」案内看板を市民センターに設置する。

10 注意事項

- (1) 展示作業は、展示初日の午前9時以降に行い、撤収作業は最終日の午後5時までに完了・終了すること。日程・時間外の搬入及び搬出はできない。
- (2) 作品の搬入及び搬出は、別館の駐車場をご利用ください。
- (3) 参加団体は、展示期間中の作品の管理及び入場者の整理を行うこと。